

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤーを除く）に使用する車両の表示方法に関する取扱い規定について

制 定	平成15年	3月31日	九運公福第	92号
一部改正	平成16年	4月28日	九運公福第	9号
一部改正	平成16年	10月25日	九運公福第	51号
一部改正	平成18年	3月17日	九運公福第	80号
一部改正	平成18年	9月29日	九運公 第	22号
一部改正	平成19年	8月24日	九運公 第	47号
一部改正	平成19年	12月20日	九運公 第	92号
一部改正	令和 5年	8月 2日	九運公 第	40号
一部改正	令和 6年	2月22日	九運公 第	142号

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。

平成15年 3月31日

九州運輸局長

記

I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便性の確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に沿って、明瞭かつ的確に旅客に見やすいように表示しなければならない。
3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱は適切に行い、これらを使用して、違法な営業行為を行ってはならない。

5. 法令又は本取扱いに定める場合の外、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付するときは、公衆の利便に資する必要最小限度のものであって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める効果を損なわないものでなければならない。

II 法人タクシー（一人一車制個人タクシー以外のもの）の表示等

1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット

運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席でのメーター操作が容易な位置にあって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は、次によるものとし、文字等の規格は、別表1及び2の例による。

(1) 表示装置

表示装置は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方の位置に装着する。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち③から⑪までは表示板によることができる。

① 『空車』

空車のときに車外に向けて表示する。

② 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③ 『迎車』

乗車申込を受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

④ 『予約』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑤ 『貸切』

時間制運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑥ 『観光』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑦ 『定額』

定額運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑧ 『回送』

運転者が食事若しくは休憩のため、運送の引受をすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

⑨ 『救援』

救援事業等を行う場合は、その時間中車外に向けて表示する。

⑩ 『非営業』

自家用（運転代行者を同乗させ回送する場合を含む。）として使用する場合に、車外に向けて表示する。

⑪ 『代行』

自動車運転代行業の用に供する随伴自動車として用いる場合は車外に向けて表示する。

上記の他、『実車』または『賃走』の表示を実車または賃走のときに車外に向けて表示する場合においては、色覚障害者等に配慮し、『空車』表示と区別可能となるよう見分けやすい色の組み合わせを用いるものとする。

3. 車外表示装置

- (1) 表示灯には、事業者の名称若しくは記号、又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示した装置を別表2の例による位置に装着する。
- (2) 表示灯は、夜間において、空車時及び待ち料金の適用時を除き消灯すること。
なお、あらかじめ営業所等（無線基地局を含む。）において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り、装着しないことができるものとする。
- (3) 禁煙車にあつては、別表2の例による位置に別表2の2に示す例を基本とする禁煙表示灯を装着する。

4. 車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表2の例による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 『タクシー』又は『TAXI』
- (3) 営業区域等
同一県内に複数の営業区域をもっている場合に限る。
なお、「市」・「町」・「村」の文字は省略することができる。
- (4) 初乗距離及び初乗運賃額
初乗距離を短縮する事業者にあつては短縮後の距離及び運賃額
- (5) 車種区分
車種区分が『普通』『大型』『特大』の運賃適用地域
『大型』『特大』

ただし適用する距離制運賃が普通車の自動認可の距離制運賃上限以下の場合は省略することができる。

(6) 禁煙車マーク

禁煙車にあつては、別表2の例による位置に別表2の2に示す例を基本とするマークを表示する。

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

車内表示装置の後面に固定式により掲示するとともに、目の不自由な旅客のため「点字」により『氏名』、『車両番号』等を助手席の後面に表示すること。

(2) 登録タクシー運転者証

登録タクシー運転者証の掲示は、車内表示装置の後面に旅客から見やすいように掲示する。

(3) 禁煙車

前席及び後席の旅客から見やすい位置に別表2の2に示す例を基本とする車内表示を行う。

(4) 運賃及び料金並びに適用方

運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に掲示する。

6. 適用対象外車両

(1) あらかじめ企業等との契約により営業所のみにおいて運送の引受を行うものに使用する車両は、上記「4. 車外表示事項」のうち、(1)事業者の氏名、名称又は記号に関する事項のみを適用する。

(2) 一定地域において相当程度の禁煙車が導入され、かつ、利用者が当該状況を理解し、喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがないと認められる地域については、上記「3. 車外表示装置」のうちの(3)禁煙表示灯は装着しなくてもよいものとする。

(3) 営業所又は禁煙乗り場のみにおいて運送の引受を行うなど利用者との間で喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがない場合の禁煙車については、上記「3. 車外表示装置」のうちの(3)禁煙表示灯及び「4. 車外表示」のうちの(6)禁煙車マークは不要とする。

Ⅲ 個人タクシー（一人一車制個人タクシーに限る。）の表示等

1. 運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット

運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席でのメーター操作が容易な位置にあつて、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は、次によるものとし、文字等の規格は、別表1及び2の例による。

(1) 表示装置

表示装置は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方の位置に装着する。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち③から⑩までは表示板によることができる。

① 『空車』

空車のときに車外に向けて表示する。

② 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③ 『迎車』

乗車申込を受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

④ 『予約』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑤ 『貸切』

時間制運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑥ 『観光』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑦ 『定額』

定額運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑧ 『回送』

運転者が食事若しくは休憩のため、運送の引受をすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫もしくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

⑨ 『救援』

救援事業等を行う場合は、その時間中車外に向けて表示する。

⑩ 『非営業』

自家用として使用する場合に、車外に向けて表示する。

上記の他、『実車』または『貸走』の表示を実車または貸走のときに車外に向けて表示する場合には、色覚障害者等に配慮し、『空車』表示と区別可能となるよう見分けやすい色の組み合わせを用いるものとする。

3. 車外表示装置

- (1) 表示灯には、事業者の名称若しくは記号、又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示した装置を別表2の例による位置に装着する。
- (2) 表示灯は、夜間において、空車時及び待ち料金の適用時を除き消灯すること。
なお、あらかじめ営業所等（無線基地局を含む。）において運送の申込みが行われ、旅客から表示灯を外すよう求められた場合に限り、装着しないことができるものとする。
- (3) 禁煙車にあつては、別表2の例による位置に別表2の2に示す例を基本とする禁煙表示灯を装着する。

4. 車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表2の例による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 『タクシー』又は『TAXI』
- (3) 『個人』
- (4) 初乗距離及び初乗運賃額
初乗距離を短縮する事業者にあつては短縮後の距離及び運賃額
- (5) 車種区分
車種区分が『普通』『大型』『特大』の運賃適用地域
『大型』『特大』
ただし適用する距離制運賃が普通車の自動認可の距離制運賃上限以下の場合は省略することができる。
- (6) 禁煙車マーク
禁煙車にあつては、別表2の例による位置に別表2の2に示す例を基本とするマークを表示する。

5. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
車内表示装置の後面に固定式により掲示するとともに、目の不自由な旅客のため「点字」により『氏名』、『車両番号』等を助手席の後面に表示すること。
- (2) 個人タクシー事業者乗務証又は登録タクシー運転者証
個人タクシー事業者は個人タクシー事業者乗務証、代務運転者が乗務する場合は登録タクシー運転者証を車内表示装置の後面に旅客から見やすいように掲示する。
- (3) 禁煙車
前席及び後席の旅客から見やすい位置に別表2の2に示す例を基本とする車内表示を行う。
- (4) 運賃及び料金並びに適用方

運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に掲示する。

6. 適用対象外車両

- (1) 一定地域において相当程度の禁煙車が導入され、かつ、利用者が当該状況を理解し、喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがないと認められる地域については、上記「3. 車外表示装置」のうちの(3)禁煙表示灯は装着しなくてもよいものとする。
- (2) 営業所又は禁煙乗り場のみにおいて運送の引受を行うなど利用者との間で喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがない場合の禁煙車については、上記「3. 車外表示装置」のうちの(3)禁煙表示灯及び「4. 車外表示」のうちの(6)禁煙車マークは不要とする。

IV 福祉輸送自動車の表示等

1. 運賃メーター器（時間距離併用運賃を使用する車両に限る。）

運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニットは、運転者席でのメーター操作が容易な位置にあつて、後部座席の位置から容易に運賃メーター器及び運賃・料金ユニットの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

ただし、時間距離併用運賃を使用しない車両については、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を別途装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は、次によるものとし、文字等の規格は、別表1及び3の例による。

(1) 表示装置

表示装置は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方の位置に装着する。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち②から④までは表示板によることができる。

① 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

② 『予約』

迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

③ 『貸切』

時間制運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

④ 『回送』

運転者が食事若しくは休憩のため、運送の引受をすることが出来ない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

上記の他、『実車』または『賃走』の表示を実車または賃走のときに車外に向けて表示する場合においては、色覚障害者等に配慮し、『空車』表示と区別可能となるよう見分けやすい色の組み合わせを用いるものとする。

3. 車外表示

車両の外側（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表3の例による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 『福祉輸送車両』の文字
- (3) 福祉輸送事業限定事業者にあつては

限 定

- (4) 初乗運賃額（時間距離併用運賃を使用する車両に限る。）
運賃及び料金の認可時等において別途指示があつた場合は、当該指示による。

4. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

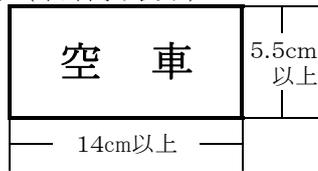
- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号は旅客の見やすい位置に掲示する。
- (2) 禁煙車
前席及び後席の旅客から見やすい位置に表示する。
- (3) 運賃及び料金並びに適用方
運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に掲示する。

附 則

1. 本公示は、平成15年3月31日から適用する。
2. 平成元年3月9日付け「一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）に使用する車両の表示事項及び表示方法に関する取扱い規定」は廃止する。
3. 本公示は、平成16年4月28日から適用する。
4. 本公示は、平成16年10月25日から適用する。
5. 本公示は、平成18年 3月20日から適用する。
6. 本公示は、平成18年10月 1日から適用する。
7. 本公示は、平成19年 8月24日から適用する。
8. 本公示は、平成19年12月20日から適用する。
9. 本公示は、令和 5年 8月 2日から適用する。
10. 本公示は、令和 6年 3月25日から適用する。

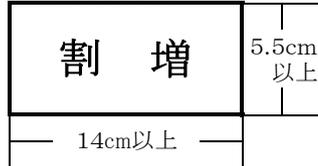
別表 1 表示装置

第1(車外向け表示)



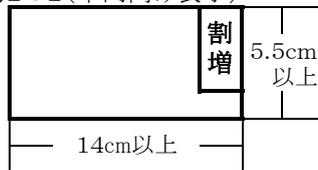
- 注 (1) LED表示(「発光ダイオードによる表示方式」以下同じ。)にあつては、赤文字空車又は抜き文字空車とする。
 (2) LED表示によらない場合にあつては、白地に赤文字又は黄文字とする。
 (3) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2(車外向け表示)



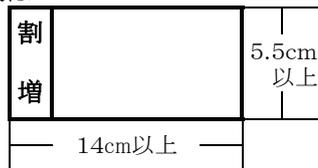
- 注 (1) 白地に緑文字又は緑地に白文字とする。
 なお、LED表示にあつては、緑色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第2の2(車内向け表示)

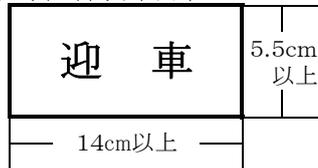


- 注 (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
 なお、LED表示にあつては、文字は緑色とし、地は白色とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横1cm以上とする。

又は

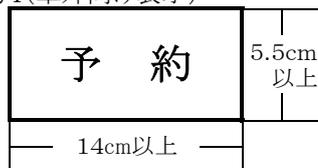


第3(車外向け表示)



- 注 (1) 文字は赤色とし、地は白色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第4(車外向け表示)



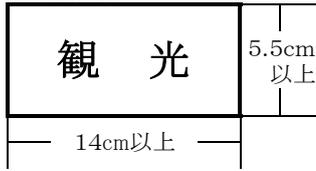
- 注 (1) 文字は紺色とし、地は白色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第5(車外向け表示)



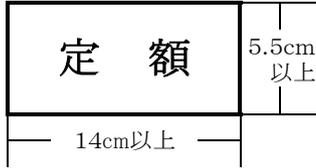
- 注 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
 (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第6(車外向け表示)



- 注 (1) 文字は白色とし、地は緑色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第7(車外向け表示)



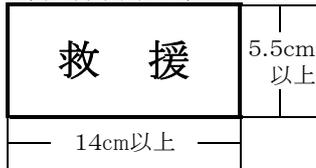
- 注 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第8(車外向け表示)



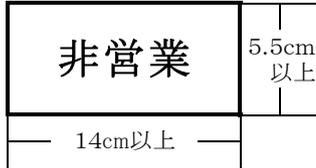
- 注 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第9(車外向け表示)



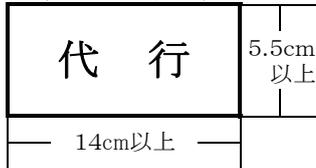
- 注 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

第10(車外向け表示)



- 注 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

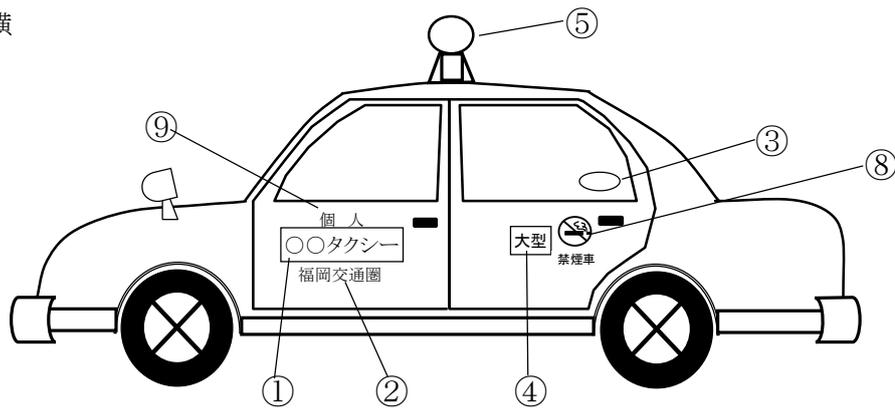
第11(車外向け表示)



- 注 (1) 文字は白色とし、地は紺色とする。
なお、LED表示にあつては、橙色文字とする。
(2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

別表 2 [一般タクシーの表示方法]

横



前の1



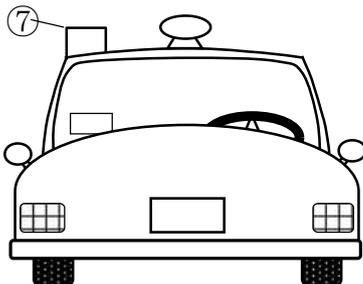
- ① 事業者の氏名、名称又は記号及びタクシー又はTAXI
- ② 営業区域等(1人1車制個人タクシーは除く。)
- ③ 初乗距離及び初乗運賃額
- ④ 大型・特大の表示

前の2



- ⑤ 表示灯
- ⑥ 「空車」・「割増」・「迎車」・「予約」・「貸切」・「観光」
「定額」・「回送」・「救援」・「非営業」・「代行」等
- ⑦ 禁煙表示灯

後



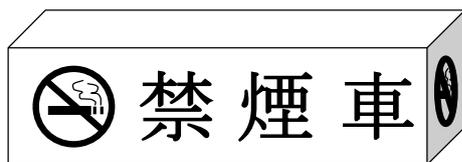
- ⑧ 禁煙車マーク
- ⑨ 個人(1人1車制個人タクシーに限る。)

注

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号及び営業区域等は、ペンキ又はステッカー等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
ただし、事業者の氏名、名称又は記号等は、脱着式(マグネット等)による表示は不可とする。
- (2) 初乗距離及び初乗運賃額の表示は、自動車の左側面のガラスに行う。
文字は赤色等の明瞭な色とし、地は無色とする。
文字の大きさは、縦30ミリメートル、横20ミリメートル以上とする。
- (3) 表示灯は自動車の前後から、見やすいように装着すること。
- (4) 大型・特大の表示は、初乗距離及び初乗運賃額の表示と同じく自動車の左側面のガラスに行っても差し支えないものとする。
文字は赤色等の明瞭な色とし、地は無色とする。
文字の大きさは、縦30ミリメートル、横20ミリメートル以上とする。

別表2の2 [禁煙車両の表示例]

(1) 禁煙表示灯



- ・ 表示灯の「禁煙マーク」は、車両の前後から明確に認識できるものとする。
- ・ 取り付け位置は、車両の屋根の見やすい位置とする。
- ・ 表示灯の投光の色等は、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。

(2) 禁煙車外表示



(3) 禁煙車内表示

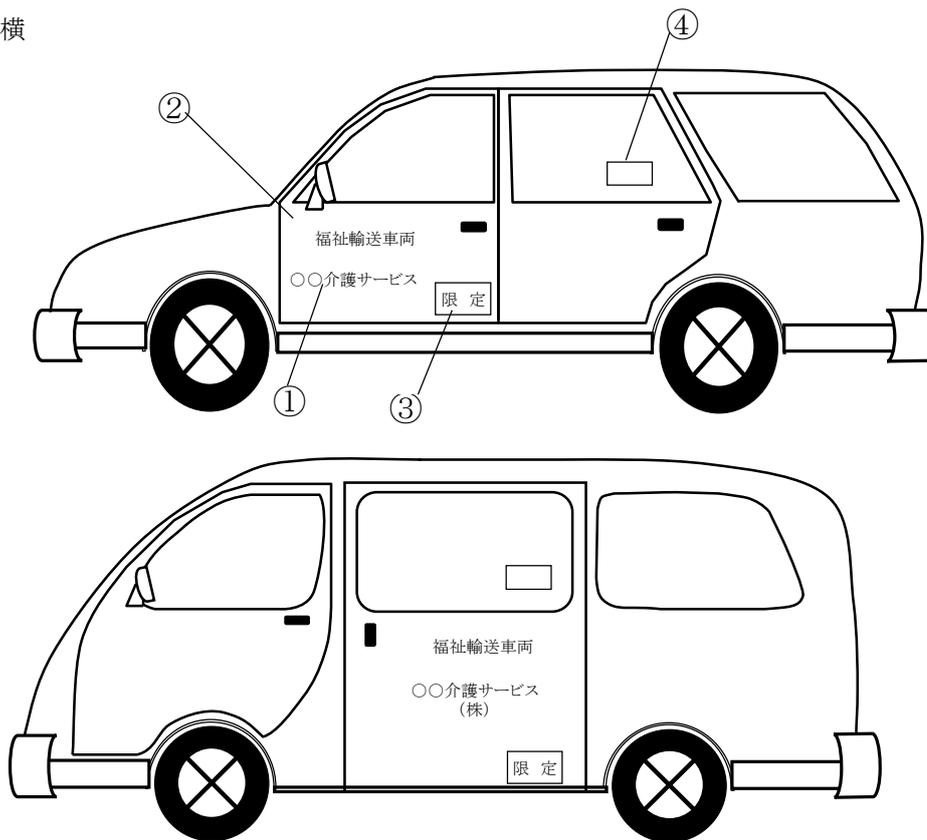


注

- (1) 「禁煙車外表示」及び「禁煙車内表示」は、旅客が明瞭に確認できる大きさとする。
- (2) 「表示灯」及び「表示」のマークは旅客が禁煙車両であることを容易に認識できるマークであれば、表示例によらなくてもよい。

別表 3 [福祉輸送自動車の表示方法]

横



注

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号、「福祉輸送車両」の文字は、ペンキ、ステッカー又はマグネット等による横書きとし、自動車の両側面に行う。
文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とし、車体の色と明瞭に識別できること。
- (2) 初乗運賃額の表示は、自動車の左側面のガラスに行う。
文字は赤色等の明瞭な色とし、地は無色とする。
文字の大きさは、縦30ミリメートル、横20ミリメートル以上とする。

